

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松島町長 櫻井 公一

市町村名 (市町村コード)	松島町 (04401)	
地域名 (地域内農業集落名)	幡谷 (品井沼、明神崎、小ヶ谷、中通、富田、検行裏、上幡谷、泉ヶ原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月1日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水はけが悪いほ場や、雨が降ると水害被害が出る農地が多く、受け手が見つからない。沢場の面積が小さいほ場や、ため池から水がこないほ場については、耕作放棄地となる一方である。  
また、水はけや日照条件から当該地域は転作に畑作物は向いておらず、転作となれば飼料用米の作付けに限るため、農業者に所得の向上には繋がらない。  
そのため、担い手への集積・集約を図り地域農業を活性化させるためには、ほ場整備が急務となっている。

【地域の基礎データ】

主な作物: 水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

法人の規模拡大や地域農業者で新たな法人を設立し、担い手への集約・集積を図る。  
また、ほ場整備を早期に実施できるよう、町への要望やみやぎ農業振興公社の補助事業等の活用を行い、ほ場の条件が整えば、地域として高収益作物の作付に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	201 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、今後維持管理が困難な林地との間にある農地は保全管理を行う農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の担い手を中心に中間管理事業を活用して集積を図る。担い手に不足が生じた場合は地域外や町外、新規就農者への集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
リタイヤする人は、原則農地中間管理機構に貸し付ける。規模を拡大したい人は中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域全体で町への要望や、みやぎ農業振興公社等の事業を活用しほ場整備を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内に限らず、多様な人材を受け入れ、地域の担い手を中心に人材の育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】